

平成21年11月定例会

議案説明資料
予算に関する説明書

警察本部

平成21年11月定例会議案説明資料目次

【予算関係】
（一般会計）

警察本部

議案番号	件名	課名等	頁
議案第1号	平成21年度鳥取県一般会計補正予算		
	債務負担行為に関する調書		1

【予算関係以外】

議案番号	件名	課名等	頁
議案第18号	警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	警務課	2
議案第19号	鳥取県警察手数料条例の一部改正について	運転免許課	4

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

追加

事項	限度額 千円	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
		期間	金額 千円	期間	金額 千円	特定財源			一般財源 千円
						国庫支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	
平成21年度 行政処分者講習委託	24,617	0	0	平成22年度	24,617			24,617	
平成21年度 安全運転管理者講習委託	10,370	0	0	平成22年度から 平成23年度まで	10,370			10,370	
平成21年度 運転免許証更新時講習 委託	33,573	0	0	平成22年度	33,573			33,573	
平成21年度 高齢者講習等通知業務 委託	7,189	0	0	平成22年度から 平成23年度まで	7,189			7,189	
平成21年度 自動車保管場所証明事務 委託	74,378	0	0	平成22年度から 平成23年度まで	74,378			74,378	
平成21年度 警察本部庁舎清掃業務 委託	27,312	0	0	平成22年度から 平成24年度まで	27,312				27,312
平成21年度 警察本部庁舎保守管理 業務委託	31,383	0	0	平成22年度から 平成24年度まで	31,383				31,383
平成21年度 運転免許証更新通知業務 委託	15,016	0	0	平成22年度から 平成23年度まで	15,016			15,016	
平成21年度 放置車両確認事務委託	14,062	0	0	平成22年度から 平成23年度まで	14,062			14,062	
平成21年度 パーキングチケット管理 運営委託	17,204	0	0	平成22年度から 平成23年度まで	17,204			17,204	

条 例 名 等	警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由</p> <p>(1) 人事院規則の改正を踏まえ、皇族の側近警衛の作業について、天皇又は皇后、皇太子若しくは皇太子妃の側近警衛（以下「天皇等の側近警衛」という。）の作業に準ずるものの身辺警護手当の支給額の区分を見直す。</p> <p>(2) 夜間特殊業務手当の支給の要件を明らかにするため、所要の改正を行う。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 皇族の側近警衛の作業のうち、天皇等の側近警衛の作業に準ずるものとして人事委員会が定めるものについて、身辺警護手当の支給額を天皇等の側近警衛の作業に対するものと同額（1日につき1,150円（現行640円））に引き上げる。</p> <p>(2) 夜間特殊業務手当は、交替制又は駐在制の職員が正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時後翌日の午前5時前の間をいう。）において行われる業務に従事したときに支給するものとする。</p> <p>(3) 施行期日は、公布の日とする。</p>

警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

警察職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和29年鳥取県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(身辺警護手当)</p> <p>第19条 身辺警護手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2) 職員が皇族の側近警衛のうち、前号に掲げるものに準ずるものとして人事委員会が定めるものの作業に従事したとき。</u></p> <p>(3) 職員が皇族の側近警衛（前2号に掲げるものを除く。）又は内閣総理大臣、国賓その他人事委員会規則で定める者の身辺警護の作業に従事したとき。</p> <p>2 前項の手当の額は、職員が作業に従事した日1日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号及び第2号の作業 1,150円</p> <p>(2) <u>前項第3号の作業 640円</u></p> <p>(夜間特殊業務手当)</p> <p>第23条 夜間特殊業務手当は、<u>交替制又は駐在制の職員</u>が正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時後翌日の午前5時前の間をいう。）において行なわれる業務に従事したときに支給する。</p> <p>2 略</p>	<p>(身辺警護手当)</p> <p>第19条 身辺警護手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 職員が皇族の側近警衛（前号に掲げるものを除く。）又は内閣総理大臣、国賓その他人事委員会規則で定める者の身辺警護の作業に従事したとき。</p> <p>2 前項の手当の額は、職員が作業に従事した日1日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号の作業 1,150円</p> <p>(2) <u>前項第2号の作業 640円</u></p> <p>(夜間特殊業務手当)</p> <p>第23条 夜間特殊業務手当は、<u>警察職員</u>が正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時後翌日の午前5時前の間をいう。）において行なわれる業務に従事したときに支給する。</p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

<p>条 例 名 等</p>	<p>鳥取県警察手数料条例の一部改正について</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 ICカード免許証(運転免許証の電磁的方法による記録をいう。)を導入することに伴い、運転免許証に係る手数料の額を引き上げる。</p> <p>2 概要 (1) 運転免許証に係る手数料の額を次のとおり引き上げる。 ア 運転免許証の交付 1件につき2,100円(現行1,650円) イ 運転免許証の再交付 1件につき3,650円(現行3,200円) ウ 運転免許証の更新 1件につき2,550円(現行2,100円) (2) 施行期日は、平成22年1月31日とする。</p>

鳥取県警察手数料条例の一部を改正する条例案

鳥取県警察手数料条例（平成12年鳥取県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(35) 略</p> <p>(36) 道路交通法第92条第1項の規定に基づく運転免許証の交付 次に掲げる免許証の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 第1種運転免許又は第2種運転免許に係る免許証 1件につき<u>2,100円</u>（道路交通法第92条第1項後段の規定により1の種類の免許に係る免許証に他の種類の免許に係る事項を記載して当該他の種類の免許に係る免許証の交付に代える場合にあつては、<u>2,100円</u>に当該他の種類の免許ごとに200円を加算した額）</p> <p>イ 略</p> <p>(37) 道路交通法第94条第2項の規定に基づく免許証の再交付 次に掲げる免許証の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 第1種運転免許又は第2種運転免許に係る免許証 1件につき<u>3,650円</u></p> <p>イ 略</p> <p>(37の2)～(42) 略</p> <p>(43) 道路交通法第101条第1項又は第101条の2第1項の規定に基づく免許証の有効期間の更新 1件につき<u>2,550円</u></p> <p>(43の2)～(70) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(35) 略</p> <p>(36) 道路交通法第92条第1項の規定に基づく運転免許証の交付 次に掲げる免許証の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 第1種運転免許又は第2種運転免許に係る免許証 1件につき<u>1,650円</u>（道路交通法第92条第1項後段の規定により1の種類の免許に係る免許証に他の種類の免許に係る事項を記載して当該他の種類の免許に係る免許証の交付に代える場合にあつては、<u>1,650円</u>に当該他の種類の免許ごとに200円を加算した額）</p> <p>イ 略</p> <p>(37) 道路交通法第94条第2項の規定に基づく免許証の再交付 次に掲げる免許証の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 第1種運転免許又は第2種運転免許に係る免許証 1件につき<u>3,200円</u></p> <p>イ 略</p> <p>(37の2)～(42) 略</p> <p>(43) 道路交通法第101条第1項又は第101条の2第1項の規定に基づく免許証の有効期間の更新 1件につき<u>2,100円</u></p> <p>(43の2)～(70) 略</p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、平成22年1月31日から施行する。